

件名 ウィスコンシン州における一部ビジネスの再開について

ポイント

5月11日(月), ウィスコンシン州保健長官指名者は, 自宅滞在命令の下での外出禁止の例外に当たる「最低限の基礎活動」を新たに拡大する命令に署名し, 同命令が発効しました。これにより, 一定の制限の下, 一部の対面型小売販売及びドライブシアターの営業再開が可能となりました。なお, 自宅滞在命令は引き続き有効です。

本文

5月11日(月), ウィスコンシン州保健長官指名者は, 自宅滞在命令の下での外出禁止の例外に当たる「最低限の基礎活動」を新たに拡大する命令に署名し, 同命令が発効しました。これにより, 一定の制限の下, 一部の対面型小売販売及びドライブシアターの営業再開が可能となりました。なお, 今回の命令における追加により修正される点を除き, 自宅滞在命令は引き続き5月26日午前8時まで有効です(注: 自宅滞在命令の下で可能な外出や, 今回の命令以前の「最低限の基礎活動」の拡大については, 過去の領事メール(3/24, 4/16, 4/28 付け)を御参照ください。)

今回「最低限の基礎活動」に新たに追加されたのは, (1)屋外からの入り口を有する独立型及びストリップモール型(下記注参照)の店舗での対面小売販売, 及び(2)ドライブシアターです。

(注: ストリップモール…店から店に移動する際に一旦は屋外に出なければならないタイプのモール。)

上記(1)の対面小売販売については, 屋外からの入り口の有無等の立地条件に加え, 厳格なソーシャルディスタンスの下で同時に入店可能な顧客数を最大5名までとするほか, 店外に6フィート間隔で目印をつけた入店者用の列を整備することなどの制限があります。また, 上記(2)のドライブシアターについても, 屋外観覧席の設置の禁止等の一定の制限があります。つきましては, これら制限の詳細については以下のサイトを御確認ください。

- <https://evers.wi.gov/Documents/COVID19/EMO36-SAHdialTurn2.pdf>(今回の命令)
- https://content.govdelivery.com/attachments/WIGOV/2020/05/11/file_attachments/1447956/2020-05-11%20Safer%20at%20Home%20FAQ%20FINAL.pdf(州政府サイト「よくある質問集」)

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400(24 時間対応)(注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注)コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。